

提出された意見	意見に対する市の考え
<p>私は上烏田に住み、先祖から引き継いだ田畑で細々と稲作と自家消費だけの野菜を作っています。</p> <p>地区の奥の方では、残土条例があっても水田や山林に残土による不法投棄が行われ、これに迎合する地主がいます。今は川には蛍が見られますが将来の水質汚染に対する心配は尽きません。食べている米は自給です。</p> <p>地区では今年になって、再生土による開発行為が2件出ました。再生土は建設汚泥や産業廃棄物に石灰セメントで処理等をしたものと聞きます。アルカリ性が強いはずで稲や植物が枯れるという話も聞きます。今回の改正で再生土も規制の対象となることは、地域の環境を守るのに有効な武器になると思います。</p>	<p>条例改正に向け準備を進めます。</p>
<p>環境について残土条例の強化の点を考えるのは大切なことで水素イオン濃度を加えた点は評価できると考えます。残土を埋たてる地域の人々の暮らしに直接影響を与える問題なので専門家の意見をよくきいて環境に悪影響を与えないように強化できる点は強化してほしい。</p>	<p>条例改正に向け準備を進めます。</p> <p>引き続き、市民の生活環境の保全に努めて参ります。</p>
<p>環境基準等が理解出来ないが放射線のう等水銀等ほどのくらいなのか再生土等をどの様にあつかっているのか市民には良く解からない。ダンプ等が通って初めて知るくらいでは有害な物がすてられてはおそすぎる。</p>	<p>環境基本法(平成5年法律91号)第16条第1項に規定する環境基準には放射能及び水銀は定められておりません。</p> <p>また、放射能及び水銀は、放射性物質汚染対策特措法(平成23年法律第110号)及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)において規制されているところであります。現時点では、残土条例の安全基準の地質検査項目への追加は検討しておりません。</p>

提出された意見	意見に対する市の考え
	<p>なお、残土条例に基づき許可した土砂等の埋立てについては、標識の設置を義務付けておりますので、当該事業の概要については確認することが出来ます。</p>
<p>当地区は農業地帯であり、又市水源地帯でもあります。ゆえに環境及び水質については敏感にならざるをえません。</p> <p>市残土条例の改正に当り、許可を出すに当っては、埋設される物質及び土壌について、許可官庁に於いて信用のおける分析機関にて分析検査を行い、その結果について関係者に公表報告をすること。その結果、有害物質の含有が認められる場合は、埋設工事の許可を却下すること。</p> <p>許認可の際、周辺の環境保全にも十分考慮するよう指導すること。又、埋立工事期間中は、許可官庁による十分な監視を行うよう義務付けていただきたい。</p>	<p>残土条例において、埋立て事業者には地質分析を義務付け、環境計量士の証明書を添付させております。なお、結果の公表については、残土条例第 21 条に「関係書類等の縦覧」の記載があり、事業者が市に提出した書類の副本を事業者が保管しており、近隣住民及び当該埋立て事業について利害関係を有する者は縦覧できるようになっております。</p> <p>搬入する土砂等については、搬入前に地質検査を義務付けておりますので、安全基準に適合した土砂等のみが搬入可能となります。</p> <p>周辺の環境保全対策ですが、飛散・崩落防止対策、3 か月に 1 度の地質検査及び水質検査を義務付けております。</p> <p>なお、監視体制の強化については、今後検討して参ります。</p>
<p>当地区では大変な事が、進もうとしています。平成 24 年 10 月 11 日に、伐採及び伐採後の造林の届け出確認書が出ています。伐採確認通知書が出ていても埋め立て許可が未確認のまま埋め立てを進めて、木更津市上烏田字玄番田 431-1 番地は、差し押さえにもかかわらず、事業者と名乗る業者が、区長にも連絡なしで、林地開発等説明開催のお知らせと言う、ビラを配った事が判明。</p>	<p>1 点目の差し押さえに関しては、残土条例において、差し押さえられている土地であっても、土地所有者等の同意が得られている場合は、埋立てすることは可能となります。残土条例改正後も同様の対応となります。</p> <p>2 点目の説明会に関しては、残土条例第 11 条第 4 項の規定により、3 千平方メートル以上の埋立て等については説明会が義務付けられております。説明会に係る計画書</p>

提出された意見	意見に対する市の考え
<p>6月22日に担当者が、見えて6月25日に区民を、集めて頂きたいとのこと、説明会は普通2週間前と決まっています、どうしてもこんなに急ぐのかわかりません。不法投棄のまま工事を、進めること絶対に許しません。農地地帯であることを十分理解して頂きました烏田川を、きれいに保つ事を、願います。</p> <p>※平成29年7月1日に、説明会を行いました。不法投棄ですので、あり得ないとおもいますが、もし許可する場合は、埋めてある土全部を取り払い0からスタートをもとめます。</p>	<p>や実施状況報告書等を提出させることとなりますが、説明会の事前告知を何日前までに行うか等の詳細については定めておりません。あくまでも事業者と住民との合意により実施していただくものとなっております。残土条例改正後も同様の対応となります。</p> <p>最後に再生土の埋立てが不法投棄であるという内容に関してですが、当時において、土地所有者から埋立てに関する相談はありましたが、不法投棄に関する相談等ではないことから、本市では不法投棄とは認識しておりません。</p> <p>本市では、引き続き、市民の生活環境の保全を図るため、今般の残土条例の改正手続きをはじめ、鋭意努力して参ります。</p>
<p>当地区は、兼業農家ですと天水と一部河川からの水で稲作や、時給野菜をつくっています、再生土で、稲や植物が、枯れたと、ゆうことを聞きました、建設残土や改良土による埋め立てにたいしては、今の残土条例が、環境を守ることに役立っていきたいと思う、今回再生土も規制の対象となることは、自分たちの住む地域の環境を守るのに大変強力な手段と思います。</p>	<p>条例改正に向け準備を進めます。</p>
<p>近年上烏田地区には、不法投棄が、次々と発生しています。残土条例の一部改正に当たり林道使用許可の際無届がないよう、工事現場に期間を記載した看板を設置する様条例を改正する。</p> <p>工事などで、林道使用許可の出ている道路には、防犯カメラを設置する。</p>	<p>残土条例に基づく許可申請があった場合、当該事業概要を記載した標識の設置を義務付けております。</p> <p>なお、当課では、林道使用許可に伴う防犯カメラの設置は考えておりませんが、不法投棄の多い場所への不法投棄監視カメラは設置しております。</p> <p>また、林道許可に伴う防犯カメラ設置要望については、所管課が異なるため、当課から</p>

提出された意見	意見に対する市の考え
	所管課にお伝えいたします。
<p>今回の貴市の残土条例の一部改正については、次の理由により大賛成です。</p> <p>○現在千葉県では、再生土等の埋立てについては、「行政指導指針」しか無く、拘束力のある条例などではないため、大変危惧していたところですが、今般大変先進的な市の残土条例を一部改正して、再生土等も条例に含めたことは大いに評価するところで</p> <p>す。</p> <p>○しかし、再生土等は、建設残土と違い、元が汚泥などの産業廃棄物を中間処理施設で処理したもので、許可に当たっては、建設残土と区分して、処理方法や有害物質の管理など慎重な審査が必要と考えます。また、監視体制の強化(市職員の補充)も必要と考えます。(再生土販売をよそおって販売価格を上回る運搬費を払い、実質産廃処分をしていたケースなどがあると聞いている)</p>	<p>現行の残土条例においても、搬入する土砂等の検査だけでなく、許可申請時に受入れられる事業場の土砂等の検査、搬入後3ヶ月に1度、搬入された土砂等の検査及び事業完了後の事業場の土砂等の検査を行うことにより安全確認をしております。</p> <p>なお、検査時は市職員が立会い、市職員が検査する場所を指示しております。</p>
<p>市の残土条例をクリアできないため、埋立計画を断念した所に、再生土で埋立てよとの話を耳にしました。</p> <p>再生土については、現在、県が指導指針により扱っていますが、実効性に不安があります。</p> <p>木更津市の条例に再生土等も対象とするよう早急な改正をお願いします。</p>	<p>条例改正に向け準備を進めます。</p>
<p>意見一条例改正案に訂正・追加を求めます。</p> <p>1、「再生土」を規制対象に加えることに異存はありませんが、埋め立てについては、鋸</p>	<p>意見1に関しては、本市では、再生土は、産業廃棄物を県が許可した中間処理施設において処理したした有価物であり、既に市場に流通していること及び廃棄物のリサイクル</p>

提出された意見	意見に対する市の考え
<p>南町や銚子市などのように、全面禁止とすべきです。</p> <p>2、この改定にあたって、君津市のように県外からの「残土」搬入を禁止すべきです。</p> <p>理由</p> <p>1、について</p> <p>「再生土」は、建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理施設において処理し、有用な資材として再生したものとされています。しかしながら、①「再生土」と「残土」「改良土」の区別をどう見分け、混合の場合の判断をどうするのでしょうか。</p> <p>②基準値以下までの有害物質の除去の検査確認に疑問が残り、「再生土」の埋め立てを可能にする道を開くことには反対です。</p> <p>2、について</p> <p>リニア(モーター)新幹線建設工事にあたり、神奈川県側から発生、搬出する残土の埋め立て処分地として、千葉県富津市及びその周辺から取り沙汰されております。「リニア」建設残土は、自然界地層に内包する有害物質が多く含んでいるとされています。「自区内」処理が廃棄物処理の原則ではないでしょうか。</p> <p>この際、君津市のように、他県で発生する「残土」の持ち込みは禁止する条例に改めていただきたい。</p>	<p>ルの観点から今般の残土条例改正においては、全面禁止とするのではなく規制の対象といたします。</p> <p>意見1の理由①に関しては、申請時に、どのような土砂等であるかを記載させるので判別は可能です。</p> <p>意見1の理由②に関しては、土砂等の搬入前に「土砂等搬入届」を提出させます。</p> <p>当該届出のときに、搬入土砂等の地質検査を義務付けており、安全基準に満たない場合は、当該部分の土砂等を除去し搬入させていますので、有害な土砂等が搬入されることはありません。</p> <p>また、搬入後、3ヶ月に1度、定期検査(地質検査、水質検査)を実施し、実際に搬入された土砂等が、変わらず安全基準を満たしているかの確認も行います。</p> <p>意見2に関してですが、本市には、県外からの土砂等を一時たい積している法人もあり、県外からの土砂等を搬入禁止にすることは民業圧迫になること及び「建設残土等の有効利用に関する行動計画」(平成15年国土交通省)もあることから、安全基準を満たしている土砂等については搬入を認めており、今般の残土条例改正後も同様の対応といたします。</p> <p>意見2の理由に関しては、「自区内」処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項において、一般廃棄物の処理に適用されており、市町村にその義務がありますが、建設発生土及び再生土は廃棄物には該当しないため、「自区内」処理は適用されないと解釈しております。</p>

提出された意見	意見に対する市の考え
	<p>なお、再生土ですが、再生土は製造する前の原料は建設汚泥等の産業廃棄物ですが、処理後の土砂等は産業廃棄物には該当いたしません。</p> <p>従って、今後も安全基準を満たしている土砂等(再生土を含む)であれば、県内の土砂等以外の土砂等も受入れるものと考えております。</p>